

# 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会こどもの居場所づくり助成事業要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、こども未来基金・赤い羽根共同募金・社協会費を活用し、次の各号に掲げる取組を行うこどもの居場所等開設・運営経費の一部を財政面から援助することにより、住民参加による福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

- (1) 様々な事情による欠食、孤食又は学習が十分にできない状況等にあるこどもに食事や交流の場を提供する取組
- (2) 地域で孤立しがちなひとり親家庭等に対して食料品等を配布する取組を通じて、食を入口とした地域とのつながりづくりを行う取組

## (対象となる団体)

第2条 助成金交付の対象となる団体は、次のとおりとする。ただし、助成金の交付を受けたにもかかわらず、報告書未提出の団体は除くものとする。

- (1) 主に所沢市民が運営主体になっている団体
- (2) 自立的、持続的に活動できる見込みがある団体
- (3) こどもの居場所ネットワーク所沢に加入している団体
- (4) ボランティアグループ・市民活動団体情報登録実施要綱に規定する登録団体
- (5) 所沢市内において無償で活動をする宗教又は政治を目的としない団体
- (6) 反社会的活動に関係していない団体

## (対象となる活動等)

第3条 助成金交付の対象となる活動等は、次のとおりとする。

- (1) こどもの居場所づくりを目的とした地域福祉活動（原則月1回以上）
- (2) 助成金の交付を申請する年度中に開始し、終了する活動

## (助成金の上限額)

第4条 助成金は予算の範囲内で支給し、上限額は別表1のとおりとする。

- 2 活動内容が申請内容に対して適切であることとし、相違がみられる場合には速やかに事務局に相談することとする。

## (申請の方法)

第5条 本事業の助成を希望する団体は、事業を行おうとする年度中に、申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会会長（以下「本会会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 別表1(4)に定める活動については、新規利用者がいる場合には利用申請書（様式第5号）に必要事項を記入の上、速やかに本会会長に提出しなければならない。
- 3 本会会長が特に認めた場合はこの限りではない。

## (助成の決定)

第6条 本会会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成の適否

を決定するとともに、その旨を決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 本会会長は、助成金を交付決定した後、申請団体から指定された金融機関に助成金を振り込むものとする。

2 助成金は、交付決定した日の属する月の翌月20日付けの振込みを原則とする。

（実施の報告）

第8条 助成金の交付を受けた団体は、報告書（様式第3号）に必要事項を記入の上、貼付用紙（様式第4号）に領収書の写しを添付し、活動終了後30日以内に事業の報告を行うものとする。

（助成金の返還）

第9条 助成金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに助成金の全部もしくは一部を現金によって本会に返還するものとする。

(1) 計画した活動を実施しなかった場合

(2) 次年度以降活動を継続しない場合

（助成金の繰り越し）

第10条 助成金の交付を受けた団体が、別表2のいずれかに該当する場合、次年度に繰り越し可能とする。なお、繰り越した額は、次年度の本助成金の申請額に充当する。

（助成金使途等の公開）

第11条 本会は、本事業の実施に伴い、入手した情報のうち、個人情報を除き、団体名、活動内容及び助成金の使途等を一般公開することがある。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

事業内容	助成上限額
(1)食事提供がある場合	月額 18,000 円 (1 回当たり 4,500 円) 月 4 回までを対象とする。
(2)食事提供がない場合	月額 8,000 円 (1 回当たり 2,000 円) 月 4 回までを対象とする。
(3)当該活動を実施するための備品の購入	食事の提供を行うための準備 100,000 円 食事提供がない場合の準備 30,000 円 活動開始時のみを対象とする。
(4)食料品等配布活動 (フードパントリー)	対象世帯数の年度の平均が 15 世帯未満の場合 月額 10,000 円 対象世帯数の年度の平均が 15 世帯以上 40 世帯未満の場合 月額 20,000 円 対象世帯数の年度の平均が 40 世帯以上の場合 月額 30,000 円 月 1 回までを対象とする。

別表 2 (第 10 条関係)

事業内容	繰越額
(1)食事提供がある場合で申請後に、食事提供がない活動に変更した場合	1 回当たり 2,000 円以上の額
(2)助成金を使い切らなかった場合	使用しなかった助成額